

世界かんがい施設遺産

曾代用水だより 第4号



神光寺の石碑

令和6年4月1日現在の賦課面積及び組合員数

地区	賦課面積	組合員数	摘要
下有知	2 1 6 ha	4 6 8 人	
中有知	2 8 ha	2 2 7 人	
関	1 5 ha	1 1 0 人	
小 瀬	5 2 ha	1 7 1 人	
小屋名	1 7 ha	1 1 0 人	
吉 田	9 8 ha	1 7 7 人	
六反沖	4 4 ha	1 6 3 人	
合 計	4 7 0 ha	1, 4 2 6 人	

令和6年4月25日発行

曾代用水土地改良区

関市下有知6324番地2

TEL 0 5 7 5 - 2 2 - 3 2 6 8

FAX 0 5 7 5 - 2 9 - 3 7 7 3

e-mail : sodai6324@jewel.ocn.ne.jp

HP: <https://www.sodaiyousui.net>

挨拶

曾代用水土地改良区 理事長 平田 益夫

謹啓 当土地改良区の理事長平田益夫です、よろしく申し上げます。

私は、令和5年7月に急遽就任し現在に至っています。組合員の皆様のご協力のもと、精一杯務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

さて、当用水は、今から357年前に三人の先人が築き上げ、それを引き継がれてきた重要な施設であり、国・県・市の協力を得て修復を行いながら維持管理しています。

平成27年には、その成り立ちが、地域の人たちによって築き上げられたことが評価され、岐阜県で初めて世界かんがい施設遺産に登録されました。今では、市内の小学校4年生が毎年社会見学に活用され、また、遠方からの視察にも来ていただいています。

現在、組合員1,400名余、かんがい面積470ヘクタールに及び、その重用性は益々高まっています。

一方で、地域の市街化、農業を取り巻く環境の変化等課題が山積している状況です。

こうした状況であればこそ、私たち組合員はもとより、地域住民の方々と共にその課題を解決すべく一致団結のもとに進んでいかなければならないと思います。

これまでの支援に感謝しつつ、引き続き厚いご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

謹白

令和6年度通常総代会開催

令和6年度通常総代会は、令和6年3月17日（日）17：00～下有知ふれあいセンターで開催しました。

下記議案について審議いただき、出席者40名及び書面議決者5名、欠席者2名の賛成により、全ての議案が承認可決されました。

なお、総代会資料については、土地改良区事務所でご覧いただけます。

記

- 議案第 1号 曾代用水土地改良区収入支出補正予算について
- 議案第 2号 曾代用水土地改良区規約の一部改正について
- 議案第 3号 曾代用水土地改良区会計細則の一部改正について
- 議案第 4号 令和6年度事業計画について

- 議案第 5号 令和6年度曾代用水土地改良区収入支出予算(案)について
 議案第 6号 令和6年度曾代用水土地改良区収入支出決算書について
 (中間監査報告)
 議案第 7号 令和6年度賦課金の賦課徴収方法について
 議案第 8号 令和6年度一時借入金の最高限度額及びその借入方法について
 議案第 9号 預入先金融機関について
 議案第10号 転用決済金の徴収方法について
 その他 配水計画について

令和6年度一般会計収入支出予算の概要

収 入		支 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
土地改良事業収入	22,356	土地改良事業費支出	10,669
附帯事業収入	2,000	一般管理費支出	10,167
補助金等収入	1,000	土地改良事業負担金 支出	2,315
雑収入	100	基本財産積立支出	1,200
特定資産取崩収入	1,200	特定資産積立支出	3,000
繰越金	3,944	雑支出	100
		繰越金・予備費	3,149
合 計	30,600	合 計	30,600

☆用水への不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます。

農地転用決済金について

土地改良区が管理している幹線水路等の維持管理費は、賦課金等によって賄われており、農地転用等により受益地が減少すると、その分残った組合員への負担が過重になります。

これを防ぐために、農地転用等により受益地から除外する場合は、決済金が必要となります。これは、公共事業等による農地の転用についても同様です、

こうした農地転用等については、土地改良区への通知が必要です。

農地転用決済金は、令和6年度190円/㎡です。

令和6年度曾代用水土地改良区配水計画

標記計画を、利水調整規程に基づき、下記のとおり策定したのでご承知ください。

また、昨今の異常気象による影響を受け、水源の安定した確保が困難な状況から、常に節水に心がけ、円滑な営農の運営ができますよう、組合員一同ご協力方よろしく申し上げます。

記

1 取水量及び期間

4月10日(水)～4月15日(月)	3. 40 m ³ /S	非かんがい期
4月16日(火)～5月10日(金)	6. 65 m ³ /S	苗代期
5月11日(土)～9月15日(日)	9. 15 m ³ /S	分けつ出穂開花期
9月16日(月)～10月5日(土)	5. 18 m ³ /S	登熟期
10月6日(日)～10月11日(金)	3. 40 m ³ /S	非かんがい期
10月12日(土)～4月9日(水)		停水

2 各配水ブロックへの供給量

曾代用水維持管理計画に基づく幹線水路からの分水量を勘案し、渇水の状況を踏まえ、供給量を調整する。

3 具体的な配水量の調整方法

用排水調整委員会委員、配水ブロック代表者及び看守人から、渇水の状況を聞き取り、不足している地区への水の供給方法を検討し、番水若しくは用水の反復利用を実施する。

4 排水活用等必要な場合は、当土地改良区所有のポンプ1台を貸し出す。

組合員資格喪失通知書について

次のような場合は、組合員資格得喪通知書の提出が必要です。

- 組合員の死亡(相続)
- 組合員の住所、氏名の変更
- 農地の取得又は喪失(譲与売買等)